

南九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第15号

南九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市印鑑条例施行規則（平成19年南九州市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

鹿児島県南九州市

様

年 月 日

南九州市長

印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日にあなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき 申請されたものに相違なければ、以下の回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さず 年 月 日までに申請取扱い窓口へ持参してください。

回 答 書

年 月 日

南九州市長 様

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づく
ことに相違ありません。

住 所 _____

本人署名 _____

生年月日 _____

申請した印鑑

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状

年 月 日

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。

本人署名 _____

備考：

印鑑登録原票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名		
	旧氏		
	生年月日	年	月 日
	住所	鹿児島県南九州市	番地

印鑑登録状態 _____

抹消年月日 _____

抹消事由 _____

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	年 月 日
	住所	鹿児島県南九州市 番地

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

南九州市長

印

第10号様式を次のように改める。

鹿児島県南九州市

様

年 月 日

南九州市長



印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1 印鑑登録番号

2 登録者氏名

3 抹消年月日 年 月 日

4 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南九州市に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、南九州市を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市印鑑条例施行規則の規定は、令和8年1月5日から適用する。